

平成30年度供給計画及び製造計画届出書の記載要領

平成29年12月

資源エネルギー庁

電力・ガス事業部

ガス市場整備室

ガス事業法第19条、第56条、第81条及び第93条及びガス事業法施行規則第20条、第87条、第129条及び第147条に基づく供給計画及び製造計画の届出について、記載の際の参考とするため、記載要領を下記のように作成し、ガス事業者に対し連絡することとする。

0. 共通事項

項目	内容
共通事項	○記載内容は、ガス事業法（以下「法」という。）第19条第1項、第56条第1項、第81条第1項及び第93条第1項の規定に基づくガス事業法施行規則（以下「施行規則」という。）第20条、第87条、第129条及び第147条に規定された項目。ただし、該当する内容が無い場合には、空白とすること。 ○記載内容は、本届出書全体として不整合が生じないようにすること。 ○記載内容は、資源エネルギー庁ガス市場整備室へのその他の提出物等と可能な限り、整合を図ること。 ○記載内容は、対外的に公表した事項等と整合を図ること。 ○本計画における年度とは、4月1日を初日とした1年間とする。 ○「(実績)」には、届出をしようとする供給計画の初年度の前前年度の実績を、「(実績見込み)」には、前年度の実績見込みを、それぞれ記載すること。 ○ガス量は1m³当たり46MJに換算すること。ただし、特定ガス発生設備においてガスを発生させ、導管によりこれを供給する事業者については、現に供給しているガス種の熱量を用いることにし、標準係数における産気率を用いて「m³」と「kg(t)」の換算をすることができる。 ○供給計画を作成する期間は、以下の(1)から(4)のとおりとする。 (1) 大規模かつ急速な都市化が進行する地域において、計画的かつ合理的なガスの供給を確保するため3年をこえる期間について計画を作成させる必要があるとして経済産業大臣が指定した一般ガス導管事業者（東京瓦斯株式会社、大阪瓦斯株式会社、東邦瓦斯株式会社、西部瓦斯株式会社、北海道瓦斯株式会社、京葉瓦斯株式会社、北陸瓦斯株式会社、静岡ガス株式会社、広島ガス株式会社、仙台市ガス局）は、供給計画の作成期間を5年とする（施行規則第86条及び平成29年3月28日付け経済産業省告示第57号）。

	A	○	○	○	○	○	○
	B	○	×	○	×	○	×
<凡例> ○：記載要領に沿って作成が必要 ×：作成不要 なお、全社計については、A、Bそれぞれについて作成するものとする。							

項目	内容
1. 届出	○届出期限は、平成30年3月30日（金）までとする。 ○提出先は、製造計画届出書は、資源エネルギー庁電力・ガス事業部ガス市場整備室とする。 その他については、ガス事業法施行令第15条の規定に基づき、ガス小売事業の登録申請、一般ガス導管事業の許可申請、特定ガス導管事業の届出を行った官署とし、資源エネルギー庁電力・ガス事業部ガス市場整備室、又は、経済産業局等のガス事業担当課室のいずれかとする。 なお、資源エネルギー庁電力・ガス事業部ガス市場整備室に届出を行った一般ガス導管事業者は、供給区域を管轄する経済産業局等のガス事業担当課室にその写しを提出することとする（施行規則第219条第2項）。 ○様式は、ガス小売事業者は施行規則第20条第1項で定める様式、一般ガス導管事業者は施行規則第87条第1項で定める様式、特定ガス導管事業者は施行規則第129条第1項で定める様式、ガス製造事業者は施行規則第147条第1項で定める様式とする。
2. 変更届出	○ガス小売事業者は、法第7条の規定に基づく変更登録を行った場合、及びガスの需給バランスに重大な影響を与える変更を行う場合には、施行規則第20条第2項の規定に基づき、様式第16、変更を必要とする理由、様式第15第1表から第6表のうち変更する内容及びその見え消し版をその都度、事前に提出することとする。（*） ○一般ガス導管事業者は、供給区域を変更する場合、及びガスの需給バランスに重大な影響を与える変更を行う場合には、施行規則第87条第2項の規定に基づき、様式第61、変更を必要とする理由、様式第60第1表から第7表のうち変更する内容及びその見え消し版をその都度、事前に提出することとする。（*） なお、一般ガス導管事業者が供給区域を変更する場合には、様式第60第2表、第3表、第7表を変更すること。 ○特定ガス導管事業者は、ガスの需給バランスに重大な影響を与える変更を行う場合には、施行規則第129条第2項の規定に基づき、様式第61、変更を必要とする理由、様式第60第1表から第7表のうち変更する内容及びその見え消し版をその都度、事前に提出することとする。（*） ○ガス製造事業者は、ガスの需給バランスに重大な影響を与える変更を行

	う場合には、施行規則第 147 条第 2 項の規定に基づき、様式第 78、 変更を必要とする理由、様式第 77 第 1 表から第 3 表のうち変更する内 容及びその見え消し版をその都度、事前に提出することとする。（＊）
--	---

（＊）「ガスの需給バランスに重大な影響を与える変更を行う場合」の変更計画の提出の要否及び提出時期については、個別事象に応じ資源エネルギー庁電力・ガス事業部ガス市場整備室又は経済産業局等のガス事業担当課室と協議すること。

1. 各表に関する記載要領

(小売) 第1表 年度別の需給計画表 (ガスの需給の実績と見通し)

事業者名: _____

地域名: _____

(単位: 件、千m)

		平成〇〇年度(実績)	平成〇〇年度(実績見込)	平成〇〇年度(初年度)	平成〇〇年度	平成〇〇年度	平成〇〇年度	平成〇〇年度
年度末 調定件 数	家 庭 用							
	商 業 用							
	工 業 用							
	その他用							
	小 計							
需 給 量	計							
	家 庭 用							
	商 業 用							
	工 業 用							
	その他用							
	小 計							
	計							
製 品 ガ ス 生 産 ・ 購 入 量 等	その他							
	ガス小売事業者への供給							
	合 計							
	ガ ス 生 産 量 内 訳							
	液化天然ガス							
	液化石油ガス							
	石油系オフガス変成							
	その他ガス							
	小 計							
	ガ ス 購 入 量 内 訳							
製 品 ガ ス 生 産 ・ 購 入 量 等	液化天然ガス							
	液化石油ガス							
	天然ガス							
	その他ガス							
	小 計							
	ガス生産・購入量計							
	他事業者からの製品ガスの受入れ							
	合 計							

(記載要領)

- 本表は、ガス小売事業者が作成すること。
- 小売登録を受けた小売供給を行おうとする地域（施行規則様式第1 ガス小売事業登録申請書に記載する内容と整合を取る。以下同様。）毎に作成すること。なお、複数の地域で小売供給を行おうとする事業者にあつては、全ての地域を合算したものを別途作成すること（その場合にあつては、地域名の欄には「全社計」と記載することとし、共通事項に示したA、Bを兼業する者はA、B毎に作成すること。）。
- 「年度末調定件数」の欄は、各年度の3月の調定件数を記載すること。
- 家庭用、商業用、工業用、その他用の区分は、ガス事業生産動態統計調査の考え方と同様とすること（需給量において同じ。）。
- 「その他」の欄には、自家消費、勘定外ガス、加熱用ガスの合計ガス量を記載すること。なお、実績及び実績見込みにおける在庫調整は本欄にて行うこと。
- 「ガス小売事業者への供給」の欄には、卸供給するガス量を記載すること。なお、製品ガス（熱量調整を行うなどして、導管により需要家に販売できる性状を有したガス）か否かを問わない。
- 「ガス生産量内訳」の各欄には、液化天然ガス又は液化石油ガスなどの気体以外の原料から自社で製造する各年度のガスの総量を記載すること（熱量調整用に製造するガスを含む。）。なお、ガス製造事業者にガス製造の委託を行うガス小売事業者は、加工を委託するガス量をガス生産量内訳に記載すること。また、国産天然ガスを生産している場合、「その他ガス」の欄に記載すること。

- 「ガス購入量内訳」の各欄には、天然ガスなどの気体を原料として受け入れ、自社で熱量調整等を行い製品ガスに加工するガス量を、原料種別に記載すること。また、特定ガス発生設備においてガスを発生させ、導管によりこれを供給する事業者については、容器の容量に設置した容器の本数を乗じた量又は当該容器に充填した量を記載することができる。原料が圧縮天然ガスの場合は、当該容器に圧入した量を記載することができる。
- 「他事業者からの製品ガスの受入」の欄には、製品ガス（熱量調整を行うなどして、導管により需要家に販売できる性状を有したガス）として受け入れるガス量を記載すること。

（注）熱量調整済であるが付臭未済であるガスについては、製品ガスとして記載することを妨げない。ただし、付臭の有無にかかわらず熱量調整未済であるガスについては、製品ガスとして記載しないこと。なお、熱量調整未済であっても、そのまま需要家に供給する場合には、製品ガスとして記載することができる。
- 需給量の合計と製品ガス生産・購入量等の合計は一致させること。ただし、特定ガス発生設備においてガスを発生させ、導管によりこれを供給する事業者については、ガス事業生産動態統計調査の考え方と同様とすることができる。

(小売) 第2表 年度別の需給計画表 (ガスの取引に関する計画表)

事業者名: _____

(単位: 千m³)

	事業者	地域	年度(実績)	年度(実績見込)	年度(初年度)	年度	年度	年度	年度
ガス小売事業者への供給									
合 計									
	事業者	地域	年度(実績)	年度(実績見込)	年度(初年度)	年度	年度	年度	年度
他事業者からの供給									
合 計									

(記載要領)

- 本表は、いわゆる卸供給を実施し、又は他者から卸供給を受けるガス小売事業者が作成すること。
- 「ガス小売事業者への供給」の欄の「事業者」は、ガスを卸供給する相手方の事業者の名称を記載すること。
- 「ガス小売事業者への供給」の欄の「地域」は、ガスを卸供給する相手方のガス小売事業者が小売登録を受けた小売供給を行おうとする地域のうち、当該ガス小売事業者に卸供給を行う地域を記載すること。なお、複数の地域がある場合は、それぞれ記載すること。
- 「ガス小売事業者への供給」の欄のうち、初年度以降の計画には、既に締結している契約の内容に基づいて記載すること。なお、契約は締結していないが、卸供給を見込んでいる内容（契約書等で自動更新条項を設定している場合も含む。）は、その量を括弧書きで、記載すること。
- 「他事業者からの供給」の欄の「事業者」は、ガスの卸供給を受ける相手方の事業者（必ずしもガス小売事業者に限定しない。）の名称を記載すること。
- 「他事業者からの供給」の欄の「地域」は、当該ガス小売事業者の小売登録を受けた小売供給を行おうとする地域のうち、当該他事業者から卸供給を受ける地域を記載すること。なお、導管で接続されていない複数の地域がある場合は、それぞれ記載すること。
- 「他事業者からの供給」の欄のうち、初年度以降の計画には、既に契約を締結している年度の契約ガス量を記載すること。なお、契約は締結していないが、卸供給を見込んでいる内容（契約書等で自動更新条項を設定している場合も含む。）は、その量を括弧書きで記載すること。
- 第1表と整合を取ること。
- なお、いずれも該当がないガス小売事業者は、事業者名のみを記載すること。ただし、特定ガス発生設備においてガスを発生させ、導管によりこれを供給する事業者については、提出の必要はない。

(小売) 第3表 年度別の需給計画表 (原料購入・消費・在庫)

事業者名: _____

	単位	平成〇〇年度(実績)				平成〇〇年度(実績見込)		
		期首在庫量	購入量	消費量	期末在庫量	購入量	消費量	期末在庫量
液化天然ガス	t							
液化石油ガス	〃							
a								

	単位	平成〇〇年度(初年度)			平成〇〇年度			平成〇〇年度		
		購入量	消費量	期末在庫量	購入量	消費量	期末在庫量	購入量	消費量	期末在庫量
液化天然ガス	t									
液化石油ガス	〃									
a										

	単位	平成〇〇年度			平成〇〇年度		
		購入量	消費量	期末在庫量	購入量	消費量	期末在庫量
液化天然ガス	t						
液化石油ガス	〃						
a							

(記載要領)

○本表は、液化天然ガス（LNG）又は液化石油ガス（LPG）を購入しているガス小売事業者（熱量調整用にLPGを購入しているガス小売事業者を含む。）が作成すること。

○ガス小売事業者は、事業者で1つの需給計画を作成すること（共通事項に示したA、Bを兼業する者は、A、B毎に作成すること。）。

○「期首在庫量」は4月1日、「期末在庫量」は3月31日、それぞれを記載断面とした在庫量を記載すること。

ただし、特定ガス発生設備においてガスを発生させ、導管によりこれを供給するガス小売事業の場合は、「液化石油ガス」の行を2行に分けた上で、貯蔵設備に応じて以下のとおり記載すること。

（1行目）貯槽：ガス事業生産動態統計調査の報告内容と整合する期首在庫量及び期末在庫量を記載すること。

（2行目）50kg等容器：期首在庫量及び期末在庫量のいずれにも当該設備に保有できる最大の貯蔵量を記載すること。

○「購入量」及び「消費量」は、当該年度の総量を記載すること。

なお、ガス小売事業以外の事業を行う場合は、ガス小売事業分の「期首在庫量」、「期末在庫量」、「購入量」を特定せずに、ガス小売事業以外の事業分も含めて記載することを妨げない。ただし、その場合は「消費量」において、ガス小売事業以外の事業分の消費量を括弧書きで追記すること。

○「液化天然ガス」及び「液化石油ガス」以外の原料を購入し、消費する場合は、アルファベットの項目に当該原料の名称、単位を記載した上で、上記の記載要領に基づき必要事項を記載すること。

○なお、いずれも該当がないガス小売事業者は、事業者名のみを記載すること。

(小売) 第4表 国別原料調達計画書

事業者名: _____

(単位: 千t)

		平成〇〇年度(実績)	平成〇〇年度(実績見込)	平成〇〇年度(初年度)	平成〇〇年度	平成〇〇年度	平成〇〇年度	平成〇〇年度
液化天然ガス	A							
	B							
	C							
	D							
	未定							
	合 計							

(記載要領)

- 本表は、国外から直接液化天然ガス（LNG）を調達するガス小売事業者が作成すること（購入の相手方が商社等の国内企業等であっても、国外から直接（物理的に）LNGを調達する場合はこれに含まれるものとする。）。
- 国内でLNGを購入する事業者（国内でLNGローリー、貨物列車又は内航船等で調達している事業者）にあつては、記載しないこと。
- 国外の事業者から購入する事業者であつて、輸入契約量（契約済分）はあるが、特定のプロジェクトから調達する契約ではない等の理由によって、調達元の国が特定できない場合には、未定の欄に記載すること。
- アルファベットの項目には、国名を記載すること。
- 初年度以降の計画の欄には、液化天然ガスを輸入する国毎に、輸入計画量（契約済分）を記載すること。
- なお、該当する事項がないガス小売事業者は、事業者名のみを記載すること。ただし、特定ガス発生設備においてガスを発生させ、導管によりこれを供給する事業者については、提出の必要はない。

(小売) 第5表 年度別のピーク時送出量見通し・ガス生産購入計画

事業者名：_____

(単位：m³/時)

地区名等		年度(実績)	年度(実績見込)	年度(初年度)	年度	年度	年度	年度
A	自社ガス発生量							
	他事業者からの購入量							
	最大ガス需要見込み							
B	自社ガス発生量							
	他事業者からの購入量							
	最大ガス需要見込み							
C	自社ガス発生量							
	他事業者からの購入量							
	最大ガス需要見込み							

(記載要領)

- 本表は、ガス小売事業者が作成すること。
- 複数の地域で小売供給を行おうとする場合は、小売登録を受けた小売供給を行おうとする地域毎に記載すること。その場合、アルファベットの項目に当該地域が特定できる名称を記載すること。
- 「自社ガス発生量」の欄には、小売供給の相手方の需要に応じるために使用する自社ガス製造設備のうち、最大ガス需要が見込まれる時間帯において、供給能力として見込むことができるものの合計値を記載すること。ただし、他のガス小売事業者への卸供給を行う場合等であって、小売供給と卸供給を区分することが難しい場合は、卸供給の相手方の需要に応じるために使用する自社ガス製造設備のうち、最大ガス需要が見込まれる時間帯において、供給能力として見込むことができるものを含むことを妨げない。
- 「他事業者からの購入量」の欄には、小売供給の相手方の需要に応じるための契約ガス量のうち、最大ガス需要が見込まれる時間帯（当該時間帯が不明な場合には、最大ガス需要が見込まれる日のガス購入量（m³/日）を1時間あたりに算定した（24で割る）値とすることを妨げない。）において、供給能力として見込むことができるものの合計値を記載すること。ただし、他のガス小売事業者への卸供給を行う場合等であって、小売供給と卸供給を区分することが難しい場合は、卸供給の相手方の需要に応じるための契約ガス量のうち、最大ガス需要が見込まれる時間帯において、供給能力として見込むことができるものを含むことを妨げない。
- 「最大ガス需要見込み」の欄には、最大ガス需要が見込まれる日において、小売供給の相手方の1時間あたりのガスの需要見通しが最大になる時間帯の合計値を記載すること。ただし、他のガス小売事業者への卸供給を行う場合等であって、小売供給と卸供給を区分することが難しい場合は、卸供給の相手方の1時間あたりのガスの需要見通しを含むことを妨げない。また、従前の供給計画様式第6の「ピーク日送出量見通し」の策定の考え方に基づくなど、その他の合理的な考え方に基づき記載することを妨げない。
- 「自社ガス発生量」、「他事業者からの購入量」及び「最大ガス需要見込み」の策定の考え方は、整合を取ることを。